

自動点呼機器導入促進助成金交付要綱

令和3年11月29日制定

令和5年3月17日改正

令和5年12月1日改正

公益社団法人 熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「自動点呼機器」という）の導入に対する助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省が認定する「自動点呼機器」とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、公益社団法人 熊本県トラック協会（以下「熊ト協」という。）の会員事業者で、熊本県内の営業所に導入する中小企業者（以下「請求事業者」という。）とする。

この場合において、中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に定める資本金の額若しくは、出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは、個人とする。

2 前項の助成対象者に、熊ト協の会費、帳票代等の未納がある場合は、助成対象としない。

(助成額)

第4条 助成対象者が導入した第2条に定める自動点呼機器の機器及びシステム導入に要する費用を熊ト協より、1事業者1台あたり10万円を上限に助成する。

なお、導入費用は、機器本体価格及びシステム導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとし、消費税は導入費用には含まないものとする。

2 安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は、2台で20万円を上限とする。

(対象期間)

第5条 毎事業年度の4月1日から翌年2月末日までに、自動点呼機器を契約もしくは利用開始し、かつ、2月末日までに、様式1の「自動点呼機器導入促進助成申請書」（以下「助成申請書」という。）を熊ト協に提出したものを対象とする。

2 期間内であっても助成予算額に達した場合は、その時点で助成を終了する。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付請求は、助成申請書に領収書の写し、契約またはサービス利用申込書等写し、管理NO（シリアルナンバー）が記載された書類、国土交通省に届出（乗務後自動点呼等）をして受理された書類等の写し、安全性優良事業所を有する事業者は、安全性優良事業所認定証の写しを添付して行うものとする。

(助成金の返還)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(助成金の交付)

第8条 熊ト協は、第6条の「助成申請書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合は、請求事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第9条 助成を受けた会員事業者は、交付対象の機器導入の日から起算して1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ熊ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第10条 熊ト協は、本助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

この要綱は、令和5年12月1日より適用する。